

# 令和2年度 園児募集について

認定こども園・問寒別へき地保育所は、令和2年度の入園児を令和2年2月3日～28日の期間で募集します。

## 幌延町認定こども園

○**幼稚園機能**（1号認定3～5歳児）・定員 15名

・対象 保護者の就労に関わらず、3歳以上（令和2年4月1日時点）のお子さんと、幼児教育を希望する方

・教育標準時間 9時～13時（登園8時30分、降園給食後）

○**保育園機能**（2号・3号認定0～5歳児）定員70名

・対象 「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さん（2号・3号認定）

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）

(7) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）

(8) 虐待やDVのおそれがある

(9) 育児休業取得時に、既に保育者を利用している子どもがい

て継続利用が必要である。

(10) その他、(1)～(9)に類する状態として幌延町が認める場合

○**保育時間**  
保育標準時間認定

7時30分～18時30分（保護者の就労により、最大11時間利用可能）

保育短時間認定

8時15分～16時15分（保護者の就労により、最大8時間利用可能）

休園日は幼稚園・保育園機能ともに、土曜・日曜、国民の祝日、年末年始

## ●入園までの流れ

(1) 「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定（教育・保育給付認定変更）申請書兼現況届出書」に就労などの証明書（保育を必要とする事由を証明するもの）を添えて、こども園に提出してください。様式は

こども園にあります。または、町ホームページからPDF「教育・保育給付認定申請書兼現況届出書」を印刷してご使用ください。

(2) 保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額（保育料）の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書等が通知されます。（3月下旬予定）

(3) 4月の入園までに、□座振替の手続きや入園のしおりを見て園生活に必要な物を揃えてください。

## ●利用者負担額について

(1) 3歳～5歳の保育料は令和元年10月から無償化されています。ただし、実費徴収として、給食費（月額主食800円・副食4,100円）教材費（月額1,140円）の保護者負担金があります。町民税非課税世帯、ひとり親等世帯につきましては、申請により免除されます。

(2) 3歳未満児の保育料は表1の利用者負担額徴収基準額表のとおりです。

(3) 時間外保育（延長保育）、一時預かり保育の特別保育料金

表1

利用者負担額徴収基準額表（保育3号認定）					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児（3号給付）		
			徴収基準額（月額）円		
階層区分	定	義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯		0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ）の町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	ひとり親世帯等	48,600円未満	5,350	5,290
			ひとり親世帯等以外の世帯	11,700	11,580
		ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	48,600円以上97,000円未満	5,400	5,400
			上記以外の世帯	18,000	17,760
			97,000円以上169,000円未満	26,700	26,340
169,000円以上301,000円未満	36,600	36,060			
301,000円以上	48,000	47,280			

・C1階層～C3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C4階層～C5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円